

多治見市ふるさと納税 返礼品事業者募集要項

■ 1 目的

元気な多治見！うながっぱ寄附金（ふるさと納税）による本市のPR及び地域産業の振興に寄与することを目的として、本市への寄附者に対して贈呈する返礼品を提供する事業者（以下「返礼品事業者」という。）を募集する。

■ 2 返礼品事業者の要件

返礼品事業者は、下記の要件全てを満たすこと。

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料に滞納がないこと（分納誓約を誠実に履行している場合を除く。）。
- (2) 多治見市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 各種法令等に沿った事業を営んでいること。
- (4) 発送先等の個人情報の取扱いについて、法令等を遵守すること。
- (5) 提供商品は、本募集要項の返礼品基準を満たすものとする。
- (6) 商品・サービス等へのクレーム、事故等の問題が生じたとき、一切の責任を負うこと。

※ただし、上記の要件を満たしていても、本市が返礼品事業者として適当でないと認めた場合は、参加不可とする。

■ 3 返礼品基準

返礼品は、本市のPRや地域産業の振興につながる商品・サービス等であり、下記の地場産品基準のいずれかを満たすものであること。

- (1) 市内において製造、加工されていること。
- (2) 市内で生産された原材料を主に使用していること。
- (3) 一部は市外で製造、加工されているが、商品に付加価値をつける加工等を市内で行っていること。
- (4) 市内で提供されるサービスであること。
- (5) 市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であること。
- (6) 岐阜県が認定した共通返礼品であること。

■ 4 返礼品の認定条件

- (1) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること（季節商品や数量限定商品は、市との協議により決定する。）。
- (2) 発注を受けた後、速やかに寄附者に発送できるもの。
- (3) 飲食物の場合、賞味期限が発送日から5日以上あること。
- (4) 商品情報の開示が可能であること。
- (5) 商品の梱包は、緩衝材などを使用し、返礼品の保護に配慮すること。

※ただし、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品の認定は不可とする。

■ 5 返礼品の提供価格等

- (1) 提供価格は、本体価格及び消費税、梱包に係る費用とする（送料は除く。）。
- (2) 提供価格は、3,000円以上とする。
- (3) 提供価格に基づき、市が寄附金額を決定する。

■ 6 返礼品の発送

- (1) 返礼品の送料は、市の負担とする。
- (2) 配送は、市が指定した配送業者を利用する。
- (3) 例外的に事業者が自己により配送を行う場合は、配送状況を確認できる配送サービスを利用すること（送料は市の負担とする。）。
- (4) 返礼品に同梱できるものは、市から指定するもののほか、あらかじめ市に提出した返礼品事業者のパンフレット等のみとする。
- (5) チケット等の送付は、レターパック等を利用する（送料は市の負担とする。）。

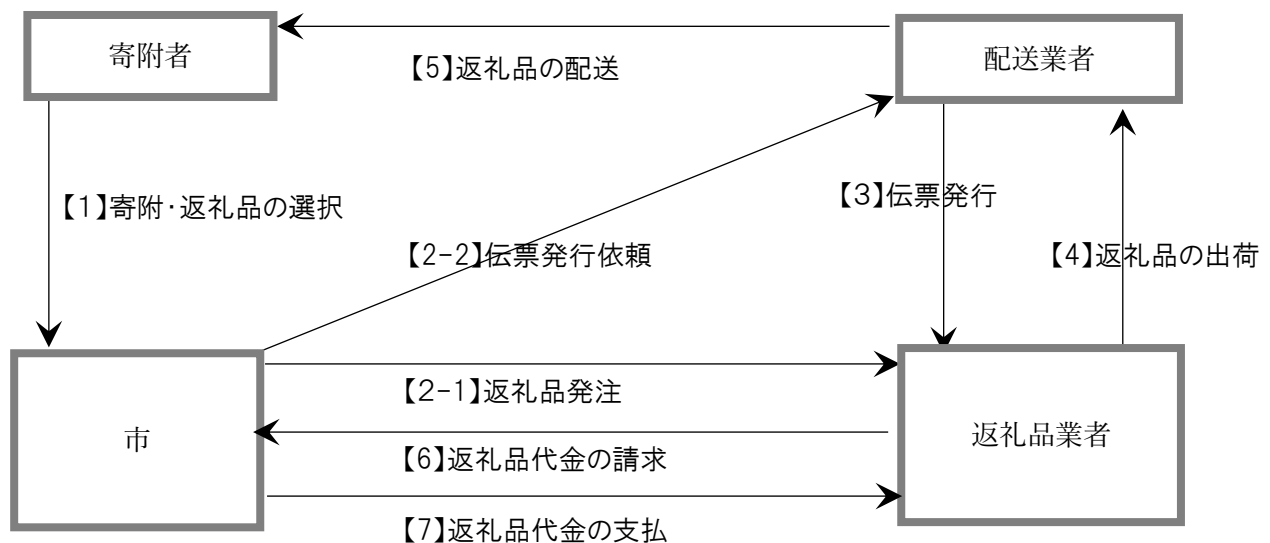
■ 7 個人情報の取扱い

返礼品事業者は、返礼品の発送先等の個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない（本事業で知り得た寄附者の個人情報により、ダイレクトメール等を発送することは不可）。ただし、返礼品へのパンフレット等の同梱などを経て、改めて寄附者から返礼品事業者に対し、購入の申込等があり入手した個人情報はこの限りでない。

■ 8 事業の流れ

寄附者が市に対して寄附を行ってから、市が返礼品事業者に対し返礼品の代金を支払うまでの基本的な流れは次のとおり（チケット等の送付は、出荷・配送方法が異なる。）。



■ 9 申込み・問い合わせ

(1) 提出書類

- ① 多治見市寄附金推進事業参加申込書
- ② 返礼品の紹介文書及び写真（様式任意。商品チラシでも可）
- ③ 返礼品に同梱希望の事業者パンフレット、チラシなど（同梱を希望する場合のみ）
- ④ 営業許可書等の写し（許認可が必要な事業のみ）

(2) 提出先・問い合わせ

〒507 - 8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎 1 階） 多治見市役所 商工観光課

【TEL】 0572-22-1252（直通） 【FAX】 0572-25-3400

【メール】 shoukoukankou@city.tajimi.lg.jp